

平成30年度SNS等を活用した魅力発信事業委託業務に係る

公募型プロポーザル実施要領

愛荘町が実施する「SNS等を活用した魅力発信事業委託業務」に係る受注候補者の選定にあたり、この公募型プロポーザル実施要領に基づき、企画提案（プロポーザル）を実施する。

1. 業務名

平成30年度SNS等を活用した魅力発信事業委託業務

2. 業務概要

別紙「平成30年度SNS等を活用した魅力発信事業委託業務仕様書」による

3. 履行期間・納品場所

履行期間：契約締結日から平成31年3月29日（金）まで

納品場所：愛荘町 産業建設部 商工観光課（秦荘庁舎1階）

（滋賀県愛知郡愛荘町安孫子825番地）

4. 委託限度額

1,123,200円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

5. 実施スケジュール

実施スケジュールは以下のとおりとする。ただし、各項目の日程については、決裁権者および選定委員会委員の都合に合わせて適宜調整できるものとする。

実施内容	期日または期限
プロポーザル公告	平成30年6月19日（火）
質問書の提出期限	平成30年6月28日（木）正午まで
質問に対する回答日	平成30年7月2日（月）午後5時まで
参加申込受付	平成30年7月6日（金）正午まで
企画提案書等提出期限	平成30年7月12日（木）正午まで
審査（予定）	平成30年7月17日（火）
審査結果通知・契約締結（予定）	平成30年7月18日（水）

6. 参加資格要件

本プロポーザルに参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすことを条件とする。

（1）平成30年4月1日現在、愛荘町入札参加資格者名簿に登録されている者

であること。

- (2) 公告の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、愛荘町の指名除外措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民生再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取り消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (5) 国税および地方税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）および同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者またはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 過去 3 年以内（平成 27 年度～平成 29 年度）に本業務と同種または類似の業務実績があること。
- (8) 政治団体（政治資金規正法第 3 条第 1 項に規定する政治団体およびこれに類する団体）でないこと。
- (9) 宗教団体（宗教法人法第 2 条に規定する宗教団体およびこれに類する団体）でないこと。

7. 質問の受付および回答

(1) 質問受付

- ①提出方法：持参、郵送〔簡易書留に限る〕またはファックス（必ず送信後に確認の連絡を入れること）
- ②提出書類：様式 9
- ③提出部数：1 部
- ④提出先：「14. 事業主体および事務局」参照
- ⑤受付期間：平成 30 年 6 月 28 日（木）正午まで ※必着

(2) 質問回答

- ①回答日：平成 30 年 7 月 2 日（月）午後 5 時まで
- ②回答方法：質問に対する回答は、愛荘町ホームページ上の公告ページ内に掲載する。

8. 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限

(1) 参加申込書

- ①提出方法：持参または郵送〔簡易書留に限る〕（FAXによるものは受付しない）
- ②提出書類：様式 1

③提出部数：1部

④提出先：「14. 事業主体および事務局」参照

⑤提出期限：平成30年7月6日（金）正午まで ※必着

(2) 企画提案書等

①提出方法：持参または郵送〔簡易書留に限る〕（FAXによるものは受付しない）

②提出書類：様式2～様式8、会社概要資料（会社概要が分かるパンフレット等でも可）

③提出部数：各8部

④提出先：「14. 事業主体および事務局」参照

⑤提出期限：平成30年7月12日（木）正午まで ※必着

(3) 見積書

企画提案書提出と同時に見積書を提出すること。様式は特に指定しないが、表紙、内訳書、人件費内訳書により構成し作成すること。また、表紙には消費税及び地方消費税を含んだ額を記載するとともに社印を押すこと。

① 提出方法：持参または郵送〔簡易書留に限る〕（FAXによるものは受付しない）

② 提出書類：見積書（様式は任意）

③ 提出部数：1部

④ 提出先：「14. 事業主体および事務局」参照

⑤ 提出期限：平成30年7月12日（木）正午まで ※必着

9. 企画提案書の作成および記載上の留意事項

(1) 企画提案書作成上の留意事項

別紙「仕様書」を参照し、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものである。よって、「仕様書」に記載の委託業務内容の一部のみの提出や記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(2) 企画提案書の作成方法

企画提案書に係る様式は様式2～様式8（A4版）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。

(3) 業務提案企画書（様式8）の記載方法について

別紙「仕様書」の「6. 業務内容」について、本業務に対する提案者の考え方・取り組み方、本業務の全体スケジュールと作業の進め方、独自提案内容について記載を行うこと。

なお、企画書内に、以下の事項の記載を必ず行うこと。

① SNSを活用したプロモーションの展開において、以下の2つの例題におけるプロモーション方法と手段について企画案を示すこと。

【例題】（1）中山道愛知川宿街道交流館「愛知川ふれあい本陣」と中山道愛知川宿について

（2）金剛輪寺と宇曾川溪谷について

※あくまでも例題であり、契約後改めて取り上げる題材について協議を行う。

- ②撮影スケジュールと撮影時に被写体として取り上げる予定の愛荘町内の地域資源を列記すること。
- ③ 委託期間外（4月～7月中旬）にしか撮影できない愛荘町内の写真の所有の有無と、所有の場合成果品として提供できる写真画像を掲載すること。
- (4) 「参加申込書」の提出がない者は、企画提案書の提出を受け付けないものとする。

10. 企画提案書の無効

提出書類について、この書面および別添資料に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

11. 委託候補者の選定

(1) 審査選定方法

提案者が参加資格要件に該当する旨を確認した後、提案された企画提案書等の項目審査、見積書の提案価格による総合的な判断を愛荘町SNS等を活用した魅力発信事業委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という）において審査し、選定委員の総合得点が最も高い業者を1社決定する。ただし、総合得点が同点の場合は、委員長を除く委員で投票し決定する。

選定委員会の審査結果を受け、総合得点が最も高い提案業者に対して本業務の契約交渉を行う。但し、契約交渉が成立しない場合は、次点の提案業者と契約交渉を行う。

提案業者は、審査の経緯および結果についての異議申し立てを行うことはできない。

(2) 評価項目および評価基準

「(別紙) 評価基準表」のとおり

(3) 審査予定日

平成30年7月17日（火）

(4) 審査結果の通知

審査結果実施後、速やかに文書により通知する。

なお、審査結果に対する異議の申立ておよび審査内容についての問合せは、一切受け付けない。

12. 失格条件

次に掲げる事由が生じた場合、プロポーザルの参加資格または業者の決定を取り消す。

- (1) 参加資格要件のいずれかを欠くこととなった場合。
- (2) 企画提案書等提出書類の提出期限が守れなかった場合。
- (3) 企画提案書等提出書類に不足があった場合。
- (4) 同一の業者が2以上の企画提案書を提出した場合。
- (5) 企画提案書等の作成に係る不正行為や虚偽が認められた場合。
- (6) 企画提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をした場合。

1 3. その他の事項

- (1) 採択された企画提案書の著作権事業の成果は、本町に帰属する。
- (2) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。
- (3) 「4. 委託限度額」の金額を超える提案、「6. 参加資格要件」の全てを満たさない提案者は失格とする。
- (4) 本プロポーザルに要する費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出期限以降における企画提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。
- (6) 本件に係る情報公開請求があったときは、愛荘町情報公開条例に基づき非公開情報を除いて公開する。
- (7) 参加申込時の提出書類・辞退届および企画提案書提出時の提出書類は返却しない。
- (8) 本要領に定めた提出書類以外の書類が提出されても、審査の対象としない。
- (9) 企画提案書の提出を辞退しても、これを理由として不利益な取り扱いをすることはない。
- (10) 本要領に示した書類のほかに町長が必要と認める書類の提出を求めることがある。

1 4. 事業主体および事務局

- (1) 契約者 愛荘町長 有村 国知
- (2) 担 当 愛荘町 産業建設部 商工観光課 清水
- (3) 住所等 〒529-1234 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子825番地(秦荘庁舎1階)
Tel : 0749-37-8057 (直通)
FAX : 0749-37-4444
E-mail : shoko@town.aisho.lg.jp

(別紙)

評価基準表

	評価基準		配点
1	基本項目（業務経歴）	会社概要および基本理念	10点
2	業務実施体制・実績	提案業者・主任担当者の過去3年以内の実績（SNSを活用したプロモーション）	10点
3		カメラマンの過去3年以内の実績（写真撮影）	10点
4		業務推進上の人的配置、または社としてのバックアップ体制	5点
5		本業務の工程にかかる計画性およびスケジュール	5点
6		金額評価	見積金額に対する評価
7	発信方法の有益性	プロモーションにあたり発信方法・発信手段は本町にとって訴求力のある有益な提案となっているか。	10点
8	撮影スケジュール	本町内にあるあらゆる地域資源の魅力を撮影するスケジュールとなっているか。また、委託期間外にしか撮影できない愛荘町内の写真を所有しているか。	10点
9	業務の独自性	他社にないアピールできる独自の業務の進め方（考え方）が提案されているかどうか。	10点
10	理解度	本業務に対する理解があり、本町のことを熟知しているか。	10点
11	提案の的確性	業務の提案内容は、仕様書との整合性がとれており、的確であるか。	10点
合計			100点